

令和3年3月29日
畜産課

鳥取県内の飼養豚へ豚熱予防的ワクチン接種を開始します

令和3年3月17日、鳥取県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されました。「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に提出している「ワクチン接種プログラム」が承認され次第、家畜伝染病予防法第6条に基づき、県内すべての飼養豚へのワクチン接種を行います。【4月5日開始予定】

【豚熱ワクチン接種の基本的な考え方】

- 農林水産省が豚・野生いのししの感染状況・リスク等を確認し、対象地域（都道府県単位）を定めます
- 鳥取県がワクチン接種プログラムを作成し、国の承認を受けて接種が開始されます
- 接種対象は県内で飼養されている全ての豚・いのしし（以下 豚等）とします
- ワクチンは家畜保健衛生所が管理し、農場はワクチン接種豚台帳を作成します

【初回接種の方針】

- 原則として家畜防疫員が飼育しているすべての豚等（哺乳畜含む）に接種します
- 初回接種の例外（除外）
 - ・次の豚等はワクチン接種対象から除くことができます
 - 1) 接種から20日以内にと畜場へ出荷予定のもの
 - 2) 未熟なほ乳畜
- 手数料（1頭200円）は初回接種は免除（2回目以降は手数料を徴収）します
- 接種は、県東部の養豚場、大規模農場から開始し概ね3週間程度で県内の初回接種を終了予定です

【初回接種の注意事項】

- 接種していない豚等が存在する農場は、初回接種の例外豚等がなくなるまで毎日家保に死亡頭数等の報告をお願いします。

報告内容

- ①特定症状の有無 ②死亡豚の豚舎・豚房 ③死亡豚の日齢・体重
- ④分娩頭数 ⑤死産頭数 ⑥異常産した母豚頭数 ⑦出荷・移動頭数
- ⑧導入頭数

令和3年3月29日
畜産課

ワクチン接種推奨地域の農場の遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

- ・接種前に、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、家保に届出します
- ・届出内容に変更が生じた場合、その都度都家保に届出を行います

(2) 接種豚等の適切な管理

- ・ワクチン接種は家畜防疫員（県が任命している民間獣医師含む）が実施します
- ・接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないように注意します
- ・接種した豚を適切に管理するために、出荷まで原則接種したマークが消えないように必要に応じて補強します
- ・農場はワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全ての豚（個体管理できるものは個体ごと、群管理するものは群ごと）について次の事項を記録します
『生産日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先、豚熱ワクチン接種歴』

(3) 接種豚の移動の際の管理

- ・農場は、次のものの移動管理を行ってください。なお、これらの移動・流通は原則接種推奨地域内の農場等へのものに限り、ます。

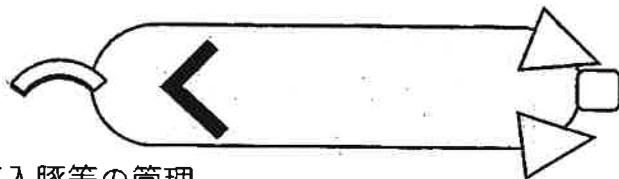
- ① 生きた豚等（と畜場出荷を除く）
- ② 当該農場で採取された精液・受精卵
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排泄物
- ⑤ 敷料
- ⑥ 飼料・家畜飼養器具



但し、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理、消毒を目的とした③～⑤の事項の接種推奨地域外への移動は、下記の要件を満たす場合に限り、ます。

- ア 飼養豚等に臨床的に異状がないこと
- イ 移動先施設で豚熱ウイルスを拡散させない措置が、都道府県により確認されていること
- ウ 移動時の車両消毒、移動対象物から周辺環境等への汚染の防止等について都道府県により確認されていること
- ・と畜場・他の農場へ移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状確認をします。また、法第7条に基づき、全頭に確実に背部に「V」を塗装（赤又はピンク）します。

※「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装。できるだけ左右対称な「V」にして下さい



塗布する場所は
背中から尻の間

(4) 導入豚等の管理

非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチン接種し、他の豚と隔離して健康観察を行ってください。

(5) 車両消毒の徹底

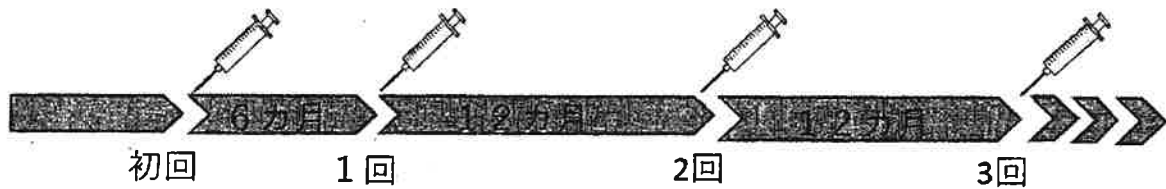
接種農場に立ち入った畜産関係車両（家畜運搬車、飼料運搬車、死亡獣畜回収車、堆肥運搬車等）の消毒徹底

令和3年3月29日
畜産課

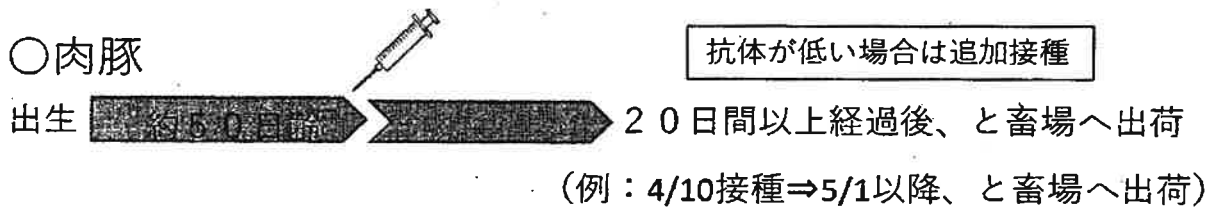
初回ワクチン接種以降の接種方法

【ワクチン接種スケジュール】 ※原則、最大4回を推奨

繁殖豚・種雄豚・候補豚：初回接種6ヶ月後に2回目、その後は1年に1回接種



出生豚：約50日齢で1回接種



【ワクチン接種農場の抗体モニタリング】

○ワクチン接種効果を確認するため、初回接種からおおむね40日以上経過した後、その後は6ヶ月毎に家畜保健衛生所による抗体検査を実施

- ・30頭以上を無作為に抽出。
- ・原則、各豚舎から5頭以上。30頭以下の飼養の場合は全頭検査。
- ・抗体陽性率が80%未満の場合は、国と協議して追加接種を実施。

